

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年4月15日時点

佐 渡 市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避ける対策をとります。

※「3つの密」とは i 換気の悪い密閉空間
ii 多数が集まる密集場所
iii 間近で会話や発声をする密接場所 をいいます。

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

・佐渡市が主催・共催するイベントは、5月6日(水)までの間、中止又は延期する。

2 窓口カウンター等の消毒等について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。

・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。また、経過観察に当たっては、体調管理シートを用いて2週間の観察を行う。

・島外への出張は、必要最小限に留める。

・採用又は異動により市外から転入した職員、出張等により市外へ外出した職員に対し、体調管理シートを用いて2週間の健康観察を行う。

4 小・中学校について(担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

(1) 学校の再開について

4月6日(月)から令和2年度の教育活動を開始。

(2) 中学校の部活動について

4月10日(金)から5月6日(水)まで活動を中止する。

5 放課後児童クラブ(学童保育)について

(担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126)

・4月6日(月)から通常の開館。

- 6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
 - ・通常どおり開所。

- 7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
 - 通常どおり実施。

- 8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
 - ・4月20日（月）から5月6日（水）まで休館とする。

- 9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）
 - ・全ての公の施設を4月20日（月）から5月6日（水）まで臨時休館とする。
ただし、宿泊施設と温泉入浴施設については通常通り営業する。